

---

○議長（斉藤 重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

---

◎議案第 7 号、第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） お諮りします。日程第 7、議案第 7 号 松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について、日程第 8、議案第 8 号 松崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 7、議案第 7 号 松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について、日程第 8、議案第 8 号 松崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 7 号は、松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定についてであります。

議案第 8 号は、松崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

○議長（斉藤 重君） 課長に申し上げます。非常にこの 7 号及び 8 号は 200 何条ということで、分厚い条例、双方とも長いですので、先ほど休憩時間に議員からも出ましたような内容で、あたまの説明で、後は内容については、担当課の方へ勉強する方は行ってもらいたいと思いますので、それを考慮したうえで、説明してください。

（健康福祉課長 石田正志君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（土屋清武君） ちょっと教えていただきたいと思います。今回のこれは松崎町の指定になるわけで、この条例が指定するわけですので、指定された施設等の人または設備なんかについて、今度は、監督権限が生じてくるんじゃないかと思うんですけども、過去においても、熱海の施設でしたか、なんか人員等の数を水増しして、指定に該当する関係で、申請したというようなことがあって、捜査したら、そういう人員は実質的にはないということで、指定を取り消したというようなことも私は聞いているわけですけども、今回そういうような権限が町にも移譲されて、実質的に町の職員がそういうような調査等の権限を持って調査をしなければならないというようなことになるのでしょうか。ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（石田正志君） 地域密着型の指定、指導・監督につきましては、この条例とは別に法律の方で定められておりまして、今でも市町村長が指定とか、指導・監督の権限を持っております。

あくまでも今回の条例につきましては、サービスを提供する上での基準というんですか、レベル、そういったものに対しての基準でございます。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○1番（藤井 要君） これは、7号、8号をちょっと読ませてもらうと、設備関係はいずれにいたしましても、事業の人員というのを書いてありますけれども、いま町の中では、人員は決まっているのですか。ここを見ると、7号、8号資料の中では数字的に見ると4人以下なんていう町の基準、それしか見えてなかったのであれですけども、何か人数が決まっているのですか。

○健康福祉課長（石田正志君） 定員につきましては、いま厚生労働省令で基準というのがございまして、それでございます。実際それを今回条例についても同じように使っていきたいというような内容になります。

（藤井議員「町ではというのは」と呼ぶ）

○健康福祉課長（石田正志君） 今のところはないわけです。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 現在松崎町にはこの種の施設というか、事業者というか、業者がかなりあるんじゃないかと思いますが、いずれもこの地域密着型のサービスとかということで、全部の事業所が対象になるわけですか、この条例の。

それとも、「この範囲だよ」とかという、いくつくらいあって、どのくらいだということも含めて説明をいただきたいと思います。

○健康福祉課長（石田正志君） 現在、松崎町長が指定しています地域密着型の施設は、町内では、中学校の入口にあります「松崎ディサービス」が、認知症対応型通所介護サービスとなっています。それ以外ですと、西伊豆町の旧賀茂村にありますグループホーム、それから、下田市に2カ所ほど、いわゆるグループホーム、共同生活介護の4つの施設を指定しているわけです。

ですから、今度の条例につきましては、新たな新規参入したいという場合、そういった事業者に対して、当然拘束される、そういうものでございます。

ですから、今あるところがどうこうということではございません。新規参入について、この基準等を守ってもらわないと、町長が指定をしてはならないというようなところもございます。欠格要件になりまして、この基準が守られていないので、申請をされても指定はしませんということではできるものでございます。

○10番（鈴木源一郎君） ということは、小さい業者などもかなりあるけれど、いま言いましたいくつかの業者がこの条例の対象になるというか、基準の対象になるというような解釈でいいのか。

それ以下のものはどういうことになるのか。基準外の業者はどうなるのか。押し並べてこれが適用になるんじゃないのかね。

○健康福祉課長（石田正志君） たぶん議員の言っていることは、地域密着型以外の施設のことじゃないかと思うんですけど、それはあくまでも県の方、県の条例になります。基準は県の条例作りますので、そちらに該当します。

あくまでもこれは地域密着型と言って、市町村長が指定する施設が対象になっております。

○7番（関 唯彦君） これで、資料の2ページで、設備のところを1名のところを4名以下というのは、これはいいと思います。これは賛成ですけれども、あと、3点ほどちょっと聞きたいんですけども、全国的なところを調べてみたんですね。そうすると、この条例、ほかのところではかなりのところで指定しているところがあるんですね。

まず、暴力団、これは排除条例というのが各市町村にあって、やはりこの暴力団というのは、やはりそういうサービスにおいて、排除していかなければいけないんじゃないかということで、それを盛り込んでいる地区がかなり多くあります。

それは、やはり町の指定により事業を行う地域密着型サービスにおいて暴力団を排除するという形を、やはり安心なサービスを提供するという形で指定しているというところはかなりあ

るんですね。

その辺はなんで指定しなかったのかということが1点、それから、もう一つ、拘束するあれがありますよね。何か問題があった時に・・・、ちょっと待ってください。

虐待防止関係なんですけれども、ここでは、この条例を見ますと、拘束、縛ったりなんかした時に、もし暴れたり・・・、緊急の場合なんですけれども、そういう時に、記録として残すことにはなっていますね。施設に。ですけれども、それを記録だけに残すのではなくて、町にやったという報告させ、しかも、家族にも知らせるという形を取っている所がかなり多くの町であります。

それはなぜかと言うと、やはり虐待を防止したいというところがあるんですよ。拘束することによって・・・要するに、拘束した時に虐待を防止する意味、また、発生した場合に適切な体制を整えるという意味で、そういうことをしているところがあります。それが、なぜこれが入っていないかというところ。

それから、3点目として、介護サービスに関して、一応2年間が文書保存期間ですよ。2年間になっています。読ませていただきますと。これはやはり多くの市や町で5年間にしています。

その理由として、文言では、「その完了の日から2年間保存しなければならない、ただし、次の項目に限り、その完了の日から5年間保存しなければならない」というので4つほどいってあります。ほかの多くのところで。

その理由として、「介護サービスの提供に係る事業者が不正な介護報酬算定を行った場合には、介護報酬の返還を請求することとなる。当該請求に係る時効は5年と定められている一方、介護報酬算定に係る文書の保存期間が2年であると、保険者による事実の確認が困難な状況になる事態が想定されることから、介護報酬の算定に係る特に重要と考えられる記録については、保存期間を5年とする」というのでかなり多くの所がやっているんですね。その3点が盛り込まれていないのは、どうしてなのかということ。やはり盛り込む必要があるのではないかと。多くの所でやっていますので。

その辺がちょっと疑問に思うんですけれども。

○健康福祉課長（石田正志君） 関議員のご指摘の点が結構我われも・・・、作ってから気づいたところも正直あるわけなんですけれども、これだけの条の条例を作るのに、いきなり国から市町村で作れというようなことがありまして、先ほど言いましたように、1市5町の担当者が集まって、いろいろ条例案を考えたわけございまして、結局省令を・・・、当初初めて作るものだというこ

ともあるわけですが、特別な独自規定というのなかなか難しいということで、省令を基本的には使おうというような、協議というわけではないですけど、調整のうえで、作ったというような経過がございます。

そのいろいろご指摘された部分につきましては、特に暴力団の排除関係につきましても、若干調べさせていただきまして、県の方も条例を作るわけですが、県の方の条例も特に入れないで作るような話も聞いております。

しかし、もう一度この内容につきましては、1市5町で統一したものを継続していきたいという思いがありますので、これにつきましては、ちょっともう一度改めて・・・、出来てからで申し訳ないんですけど、当然検討課題ということであれば、提案して行って、必要に応じて改正ということも協議の中に入れていきたいなという思いはあります。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより議案第7号 松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者なし）

○議長（斉藤 重君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） この議案7号・8号に対して、私は賛成します。

ただ、先ほど言いましたように、暴力団排除に関するもの、また文書の保存期間をできれば5年間にして、見つけた時には、それぞれの介護報酬の返還の請求ができるとか、または、拘束した時の虐待防止をできるだけして欲しいという要望、その3点をこれから入れていただくように要望しまして、この議案に賛成をいたします。

○議長（斉藤 重君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に

関する条例の制定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 松崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者なし)

○議長(斉藤 重君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者なし)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

○議長(斉藤 重君) これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 松崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

(午前11時44分)

---